

高崎市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

平成26年12月
(令和8年3月全面改訂)

高崎市

高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要①

○趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、平成26年に策定
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月改定）及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月改定）を踏まえて、全面改定
- 計画期間は、2026（令和8）年度から2031（令和13）年度までの6年間

新型インフルエンザ等対策の目的

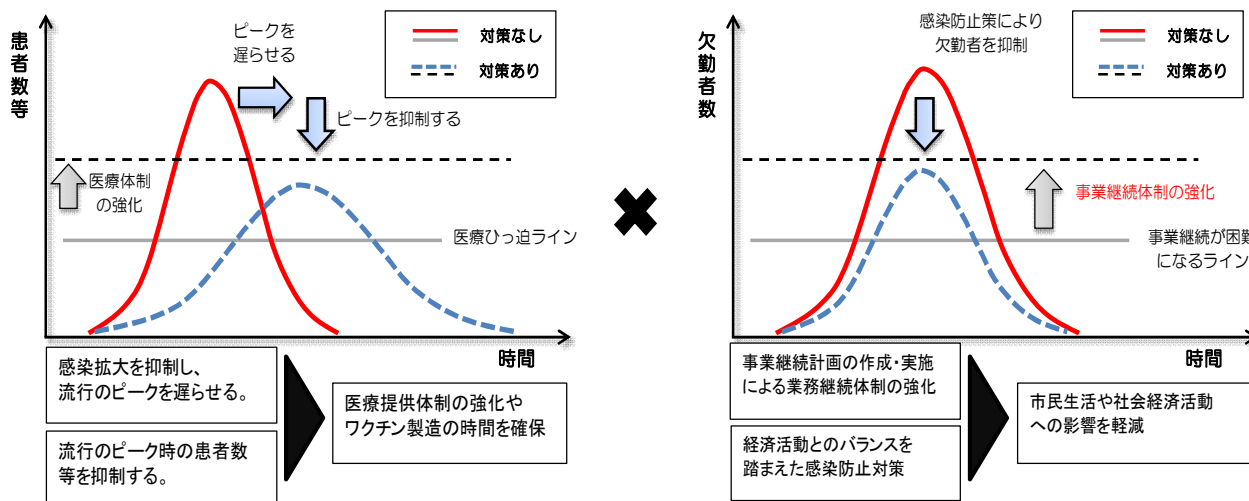
- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び市内経済に及ぼす影響の最小化

【対策の目的】

感染拡大の抑制/市民の生命・健康の保護

市民の生活・市内経済への影響の最小化

【基本的な戦略】



高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要②

改定のポイント	対策項目
<ul style="list-style-type: none"> ○平時の準備の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 ・ 国や県等の関係機関との連携体制やネットワークの構築 ○対策項目の拡充と横断的視点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策項目を7項目から13項目に拡充 ・ ①人材育成②国、県との連携③DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を設定し、各対策項目の取組を強化 ○幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ・ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え ○DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県によるDX化の推進に積極的に協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施体制 2. 情報収集・<u>分析</u> 3. サーベイランス 4. 情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u> 5. <u>水際対策</u> 6. まん延防止 7. ワクチン 8. 医療 9. <u>治療薬・治療法</u> 10. <u>検査</u> 11. <u>保健</u> 12. <u>物資</u> 13. 市民生活及び市内経済の安定の確保 <p>※下線部は今回の改定で追加された項目</p>
	<p style="text-align: center;">3つの横断的視点</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人材育成 ②国、県との連携 ③DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要③

構 成	3 つ の 時 期
<p>第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画</p> <p>・感染症危機を取り巻く状況、行動計画作成の経緯等を記載</p>	<p>1 準備期</p> <p>○感染症発生前の段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの訓練や体制整備を実施
<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>・新型インフルエンザ等対策の基本的考え方、実施上の留意事項、対策推進のための各関係機関の役割分担等を記載</p>	<p>2 初動期</p> <p>○政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・直ちに初動対応の体制に切り替える ・感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う
<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>・13の対策項目について、3つの時期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載</p> <p>・複数の対策項目に共通して考慮すべき事項として、3つの横断的視点（人材育成・国、県との連携、DX）について記載</p> <p>例：人材育成に関しては、実施体制、サーベイランス、ワクチン、医療、治療薬・治療法、検査、保健の7つの章の準備期に記載</p>	<p>3 対応期</p> <p>○国の基本的対処方針の実行後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応 <ol style="list-style-type: none"> ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対策項目① 実施体制

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 関係機関の役割を整理するとともに、有事の指揮命令系統の構築、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練及び定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。</p>	<p>○目的 事態を的確に把握するとともに、緊急かつ総合的な判断を行うため、新型インフルエンザ等対策本部会議や医療対策会議を設置し、対策を迅速に実施する。</p>	<p>○目的 長期間にわたる対応も想定して、柔軟に実施体制を整備し、見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応する。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者の意見を聴いた上で、行動計画を作成・変更する。 ・必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。 ・国、県その他関係機関と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。 ・有事の組織体制及び各部局の主な役割を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> －市対策本部（市長、副市長、保健所長、各部局長等） －医療対策会議（医師会、医療機関、消防局等） 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府・県対策本部が設定された場合において、特措法に基づかない任意の市対策本部設置を検討する。 ・人員体制を強化する。 ・対策の実施に必要な予算の確保について検討する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。 ・必要があると認めるときは、他市町村、県又は国へ応援を要請する。 ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。 ・緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

対策項目② 情報収集・分析

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 対策決定にあたって、情報収集・分析が重要な基礎となることから、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保等を行う。</p>	<p>○目的 国による新たな感染症に関する情報及び初期段階でのリスク評価を踏まえて、速やかに有事の体制への移行を判断するとともに、必要な準備を行う。</p>	<p>○目的 引き続き情報収集・リスク評価を行い、発生状況に応じた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の判断等において、リスク評価の情報を継続的に施策に反映する。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県から共有される情報収集・分析の結果に加え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集に係る体制を整備し、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う。 ・情報収集・分析に当たっては、平時から、国、県、県内の他市町村、医療関係団体、医療機関及び大学等の研究機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 ・新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行う。 ・国による必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うための体制強化及び継続的なリスク評価の実施に協力する。 ・情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。（対応期も継続） 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの情報や、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを活用して得た情報、積極的疫学調査の結果等に基づき、リスク評価を行う。 ・国が示す方針も踏まえ、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。 ・リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施するとともに、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

対策項目③ サーベイランス

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の発生状況、患者の発生動向の推移等の情報を収集する。</p>	<p>○目的 各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を把握するため、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価やの意思決定につなげる。</p>	<p>○目的 各地域の発生状況や発生動向の推移、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や意思決定につなげる。発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の他の地域や海外における感染症の発生動向等に関する情報収集を積極的に行う。 ・有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるように、市内の医療機関、検査機関を含む関係機関等と平時から情報共有や意見交換を行う。 ・研修等を活用し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保を図る。 ・国から提供される情報等を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果に基づき、正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の定める疑似症の症例定義により疑似症サーベイランスを速やかに開始する。 ・国等と連携し、全数把握等の患者発生サーベイランス強化により発生動向等の把握を強化する。 ・入院サーベイランス及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等有事の感染症サーベイランスを開始する。 ・収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。 ・市内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、発生状況等や感染症対策に関する情報を市民等へ迅速に提供・共有する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求めるとともに、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。 ・必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、市独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。 ・感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、サーベイランスを強化し、必要な対応及び見直しを実施する。 ・市内の発生状況等を市民等へ迅速に提供・共有するとともに、対策の強化又は緩和を行う場合等は可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

対策項目④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 市民等が適切に判断・行動できるようにするため、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。</p>	<p>○目的 感染拡大に備えて、市民等へ感染症の特性や対策等について、的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。その際、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有する。</p>	<p>○目的 引き続き、科学的根拠等に基づいた正確な情報提供・共有を行い、感染症対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動を促す。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する基本的な情報・対策、発生状況、発生時の取るべき行動等について、個人情報やプライバシーに留意し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。 <ul style="list-style-type: none"> －多言語表記、こども・高齢者・視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮等 ・SNS、安心ほっとメール等の情報伝達媒体を活用し、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。 ・感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別及び偽・誤情報に係る啓発を行い、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。 (上記3項目は初動・対応期も継続) ・コールセンターの設置を準備する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることに留意し、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 ・感染症に関する基本的な情報・対策等の情報提供・共有について、準備期の対応を継続する。 ・関係部局の情報等について集約し、総覧できるウェブサイトを立ち上げるとともに、コールセンターを設置する。 ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見・質問等から、情報の受取手の反応や関心を把握・整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(対応期も継続) 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封じ込めを念頭に対応する時期で、病原体の性状等についての知見が限られる場合は、その旨と政策判断の根拠を丁寧に説明する。 ・不要不急の外出や地域間の移動等の自粛を求める際には、早期の感染拡大防止に必要なものであること等について可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。 ・感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、科学的根拠等に基づき分かりやすく説明する。 ・基本的な感染症対策へと移行していく時期では、平時への移行に伴い留意すべき点について、丁寧に情報提供・共有を行う。

対策項目⑤ 水際対策

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 国が行う水際対策に係る体制整備や対応を確認し、協力を求められた場合に対応できるよう準備する。</p>	<p>○目的 国は国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染症危機への対策に対する準備時間を確保するため、水際対策を実施する。水際対策による、国からの対応の要請に対して協力を行う。</p>	<p>○目的 国は引き続き、感染症の特徴や国内外における拡大の状況等を踏まえ、対策を強化または緩和する。引き続き、国からの対応の要請に対して協力を行う。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。 ・ 市内在住外国人等に対し、国から提供された情報を分かりやすく共有し、注意喚起を行う体制を構築する。 ・ 平時から、県と連携し、市内在住外国人等のコミュニティーの把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を整備する。 ・ 国及び県と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。症例定義に該当する症状が発症した場合は、相談センターに速やかに相談するよう周知する。 ・ 市内在住外国人等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う。 (上記3項目は対応期も継続) 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止に必要であると判断した場合は、市に代わって健康監視を実施するよう国に要請する。 ・ 国や県の対応方針について情報収集し、関係機関と共有するとともに、市民等に分かりやすく周知する。 ・ 海外で新たな変異株が発生した場合も常に最新の情報を入手し、関係機関と共有するとともに、市民等に分かりやすく周知する。

対策項目⑥ まん延防止

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 対策の実施等に当たり参考とする指標やデータ等の整理を行うとともに、対策への協力を得ること及び社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。</p>	<p>○目的 市内でのまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。</p>	<p>○目的 感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。 緊急事態措置等の対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 ・自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応について市民の理解促進を図る。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県と相互に連携し、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。 ・臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、必要な対策を検討する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、地域の感染状況等に応じて患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。 ・県が患者・濃厚接触者以外の住民に外出等に係る要請を行ったり、事業者・学校等に対して営業時間の変更や休業（校）等の要請を行ったりしたときは、市民、事業者、学校等に要請内容を周知し、感染症対策を呼びかける。 ・上記要請を受け、市が運営する施設等における使用制限（営業等時間の変更、人数制限、停止(休業)等）の検討を行う。

対策項目⑦ ワクチン

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 発生時に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。</p>	<p>○目的 準備期に計画した接種体制等を活用し、市民へ接種する体制を準備する。</p>	<p>○目的 構築した体制に基づき、接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者の体制を踏まえ、柔軟な運用を行う。接種後の症状等の情報収集を行い、健康被害の迅速な救済に努める。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な人員、資材、会場、供給体制を確保できるよう、平時から準備しておく。 ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員等に対する集団的な特定接種を速やかに実施できるよう、体制を構築する。 ・住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。 ・予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、それらの接種体制等の基本的な情報についてホームページ、SNS、安心ほっとメール等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。 ・医師会等の協力を得て、接種を行うための医療従事者の確保を図る。 ・市内事業者を対象に、ワクチン接種に必要な資材の市内在庫量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 ・感染状況を踏まえ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。 ・接種会場での接種が困難な者（高齢者施設等の入所者等）への接種体制を確保する。 ・国のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 ・予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、市民等への適切な情報提供・共有を行う。 ・予防接種に起因して健康被害が生じた可能性がある者が速やかに救済を受けられるように、制度を周知し、迅速に申請できるよう支援する。

対策項目⑧ 医療

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 医師会、県、医療機関等と連携し、医療提供体制を確保する。 平時から医療機関等を交えた訓練や県の研修を活用し、有事に備える。</p>	<p>○目的 県や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。 医療機関や市民等に対して、適切な医療を提供するための情報や方針を示す。</p>	<p>○目的 市内の実情に応じて、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。 準備期に整備する体制を超える場合にも機動的かつ柔軟に対応する。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。 ・国や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO（体外式膜型人工肺）等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進する。 ・群馬県感染症対策連携協議会等を活用し、関係機関と協議した結果を踏まえ、感染症予防計画を変更する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県等から提供された、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等を医療機関等に周知する。（対応期も継続） ・症例定義に該当する症状がある者は相談センターに相談するよう周知し、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。 ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送事業者等と連携して、患者等の自宅、医療機関等間の移動手段を確保するとともに、救急車両の適正利用について、市民等に周知する。 ・有症状者について、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる。 ・県が相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから発熱外来を直接受診する仕組みに変更したときは、その旨を市民等に周知する。 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国の方針を踏まえ、通常の医療提供体制に段階的に移行する。

対策項目⑨ 治療薬・治療法

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 速やかに有効な治療薬の確保を行い、市内に普及されるための体制作りを行う。</p>	<p>○目的 国と連携し、準備期に構築した体制を活用して、治療薬の適正な流通を確保する。</p>	<p>○目的 流行状況の早期収束を目的として、有効な治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。</p>
<p>○主な対応 ・治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、大学等の研究機関を支援する。</p>	<p>○主な対応 ・国、県等から提供・共有された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関、医療従事者、市民等に対して迅速に提供・共有する。 (対応期も継続)</p> <p>・医療機関の協力を得て、濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等に対して、必要に応じて予防投与や有症時の対応を指導する。</p> <p>・国内での感染拡大に備え、医療機関や薬局に対し、薬を適切に使用するよう要請する。</p>	<p>○主な対応 ・感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、医療機関に対し予防投与を原則として見合わせるよう要請する。</p>

対策項目⑩ 検査

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 検査体制の整備や必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等により実効性を定期的に確認する。</p>	<p>○目的 国が確立する検査方法により、検査体制を早期に整備する。 適切な検査の実施により、感染拡大を防止し、個人及び社会への影響を最小限にとどめる。</p>	<p>○目的 地域ごとの発生状況等及び病原体の性状等に加え、検査方法等を踏まえて、検査体制を整備することで、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県衛生環境研究所等と平時から連携を深めるとともに、市内の検査実施機関における検査体制を構築する。 ・検査関係機関等との間の役割分担について、平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。 ・群馬県衛生環境研究所等が実施する検査に関する研修に積極的に参加する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、速やかに検査体制を立ち上げる。 ・検査に必要となる予算・人員を確保し、必要に応じて、研修等を実施し、更なる人員確保を図る。 ・検体や病原体の搬送について、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、検体搬送の一元化の必要性について判断する。 ・国が決定した検査実施の方針を踏まえ、必要な検査体制を整備し、検査に関する情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて検査体制を拡充する。 ・国が示す検査実施の方針を踏まえ、必要に応じて市内における検査実施方針の決定又は見直しを行う。

対策項目⑪ 保健

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 有事に保健所が機能を果たせるよう、研修や訓練の実施、必要な人材の育成・確保、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。</p>	<p>○目的 保健所は、有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後の迅速な対応を準備し、市民へのリスクコミュニケーションを開始する。</p>	<p>○目的 準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制等に基づき、保健所が、求められる役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して対応する。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。 ・感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。 ・県連携協議会等を活用し、県内の他市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と連携を強化する。 ・外部委託等を活用し、健康観察を実施できるよう体制を整備する。 ・感染症情報の共有に当たり、市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保や必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。 ・発生国等からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備し、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。 ・Q & Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員確保のために、必要な応援要請を速やかに行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、群馬県衛生環境研究所等と連携し、検査体制を速やかに立ち上げる。 ・感染したおそれのある者について、相談センターを通じて速やかに発熱外来の受診につなげる。 ・患者やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、健康観察を行う。 ・県と協力し、患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給を行う。

対策項目⑫ 物資

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 感染症対策物資等の備蓄の推進等の準備を適切に行うことにより、有事に必要な物資等が確保できるようにする。</p>	<p>○目的 感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞ることのないよう、感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認等を適切に行う。</p>	<p>○目的 初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。（初動・対応期も継続） ・ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。 ・ 市は、消防機関が国及び県からの要請を受けて行う、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄に関し、消防機関に対する国及び県の支援状況により、必要な支援を行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。 ・ 十分な感染対策物資等が供給されない事態に備え、市が備蓄している感染症対策物資等の市民への放出手順等の確認を行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。 ・ 市民が感染対策を実施する上で、必要な物資等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市が備蓄している感染症対策物資等の配布を行う。 ・ 必要な物資・資材の不足時に、県、他市町村等の関係機関と物資・資材を互いに融通する等相互に協力する。

対策項目⑬ 市民生活及び市内経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
<p>○目的 発生時には、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることを踏まえ、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。</p>	<p>○目的 事業者や市民等に必要な対策の準備を呼び掛ける。 発生した場合には、速やかに対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。</p>	<p>○目的 準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。 また、まん延防止措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。</p>
<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、情報共有体制を整備する。 ・市民等に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 ・高齢者、障害者等の要配慮者を把握し、新型インフルエンザ等の発生時における生活支援、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続を決めておく。 ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 	<p>○主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及びまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる。 ・学校の使用制限や長期の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確に情報共有し、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ・水道事業者として、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。